

規制の事後評価書(要旨)

| | |
|-------------------------------|--|
| 規制の名称 | 特定商取引に関する法律施行令 |
| 担当部局 | 消費者庁取引対策課 電話番号:03-3507-9213 |
| 評価実施時期 | 令和5年1月 |
| 事前評価時の想定との比較 | |
| (社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響) | <p>本規制は、悪質事業者の手口の巧妙化・複雑化への対応等を目的に導入されたものである。具体的には、①立入検査等の対象となる密接関係者の範囲の拡大、②美容医療サービスの特定継続的役務への指定のための制度改正を行ったものである。</p> <p>①は「販売業者等の親法人等が、特定商取引に関する法律(以下「法」という。)に基づく立入検査等の対象ではないことを奇貨として、脱法的に販売業者等に対して勧誘方法の指示等を行い、違法な勧誘等を主導している事案等に対応したものであるが、現在も、販売業者等の親法人等が、当該販売業者等に対して違法な勧誘等を主導している事案は後を絶たず、依然として必要な状況。</p> <p>②は「美容医療サービスに関する消費生活相談の件数が増加傾向にあったことを踏まえ、美容医療サービスを特定継続的役務に指定することで法に基づく規制の対象とし、取引の適正化及び消費者保護を図ることを目的としたものであるが、規制導入後、引き続き、美容医療サービスに関する一定程度の相談件数が継続してみられることから、現在も、依然として必要な状況。</p> <p>以上のとおり、本規制の事前評価時想定していなかった社会経済情勢や科学技術の変化による影響等は特段生じていない。</p> |
| (ベースラインの検証) | <p>本規制の導入により、悪質事業者による消費者被害が防止された件数を算出することはできないが、例えば、①立入検査等の対象となる密接関係者の範囲の拡大については、この規定を活用した立入検査等の実績があり、それを基に行政処分につながっており、また、②美容医療サービスの特定継続的役務への指定については、規制導入以降、引き続き、一定程度の相談件数が継続していることから、仮に規制の導入がされなかった場合、これらの事案に関係したより多くの消費者被害が発生していた可能性がある。</p> |
| (必要性の検証) | <p>前記のとおり、悪質事業者による消費者被害の発生という課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響等の発現は事前評価時から特段なく、また、本規制には、消費者被害を抑止する効果も期待されることから、本規制の必要性は引き続き認められる。</p> |
| 費用及び間接的な影響の把握 | |
| (遵守費用) | <p>①密接関係者の範囲の拡大については、事前評価において「新たに密接関係者となる者は、主務大臣への報告や書類の提出が求められ、また、事業所への立入検査への対応の必要が生じることとなるが、これらは法の施行のため特に必要があると認められるときにのみ行われるものである。法に基づき適正に業務を営む販売業者等の密接関係者については上記の対応は不要であり、特段の遵守費用は発生しない。」としていたところ、この状況に変化はなく、現在も当該「遵守費用」の発生はない。</p> <p>②美容医療サービスの特定継続的役務への指定については、事前評価において「契約の相手方への交付書類の作成義務(法第42条)や事業所への書類の備付け(法第45条)に関する費用、契約の相手方からのクーリング・オフや中途解約(法第48条、第49条)に応じるための費用等が生じる。」としていたところ、この状況に変化はない。なお、不当な勧誘行為の禁止(法第44条)や虚偽・誇大広告の禁止(法第43条)等の規制については、事前評価において「通常の事業活動を行う限り当然に遵守されるものであることから、特段の遵守費用は発生しない。」としていたところ、この状況についても変化はない。</p> |
| (行政費用) | <p>①密接関係者の範囲の拡大については、事前評価時において「行政機関において必要に応じて対象事業者に対する立入検査等を実施することによる費用が発生するが、現在の体制で対応可能と予想される」としていたが、規制導入後に行政機関において新たな体制を設けるなどの対応は確認されておらず、既存の立入検査体制等で対応ができたと考えられ、予想された状況と乖離はない。</p> <p>②美容医療サービスの特定継続的役務への指定については、「対象となる事業者及び消費者への周知啓発活動や、事業者の法違反行為の是正に要する費用が発生するが、現在の体制で対応可能と予想される」としていたが、規制導入後に行政機関において新たな体制を設けることは確認されておらず、既存の周知活動や法執行体制で対応ができたと考えられ、予想された状況と乖離はない。</p> |
| (副次的な影響及び波及的な影響) | <p>本規制を導入したことによる副次的な影響及び波及的な影響並びに規制の事前評価時に意図していなかった負の影響は、例えば悪質事業者に流れていたであろう消費支出が健全な経済活動に向けられたこと等が想定される。</p> |
| 考察 | <p>本規制の導入に伴い発生した費用は、上記のとおり、事前評価時の想定と乖離するものではない。</p> <p>また、本規制導入に伴う効果等も、上記のとおり、事前評価時の想定と乖離するものではない。</p> <p>したがって、事前評価時に想定していた範囲内の費用・効果・影響であり、妥当であるといえる。</p> |